

様式第8号

指令第6号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北2丁目5番地37

株式会社北洋清掃社

氏 名 代表取締役 水木 直人

令和5年1月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（遺品整理）、事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称	帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社北洋清掃社	
許可期間	令和5年2月15日から 令和7年2月14日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	清水町全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和5年1月20日

清水町長 阿部 一 男

